

令和6年11月25日

島根県商工労働部中小企業課（柳井、田中、陶山）

TEL:0852-22-6204、FAX:0852-22-5781

島根県中小企業制度融資要綱第3条第7号の規定に基づく

指定事業活動制限事業者の指定について

島根県中小企業制度融資要綱第3条第7号の規定に基づき、下記事業者を指定事業活動制限事業者に指定しました。

この指定により、同社と直接あるいは間接的に取引関係を有する企業は、島根県中小企業制度融資要綱に基づく緊急融資「セーフティネット資金」の融資を受けられることとなります。

記

1. 指定事業活動制限事業者

住 所 島根県大田市波根町 221 番地 1
事 業 者 名 有限会社 旭養鶏舎
事業活動の制限 高病原性鳥インフルエンザの発生による生産活動の休止

2. 指定期間

令和6年10月31日～令和7年10月30日

3. 制度概要

資 金 名	セーフティネット資金
対 象 者	指定事業活動制限事業者と取引関係（間接的な取引の連鎖の関係にある場合を含む。）にあつて、その取引規模が月商の20%以上であり、かつ同社の事業活動の制限を受け、1ヶ月間に売上高等が前年同月比10%以上減少し、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人
融資限度額	8,000万円（ただし、月商の1ヶ月分の範囲内とする。）
資金使途	運転資金
融資期間	8年以内（据置期間1年以内）
返済方法	元金均等分割返済
融資利率	責任共有 年1.35%（固定） 責任共有外 年1.20%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年1.70%
担 保	取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による
連 帯 保 証 人	法人：取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による 個人：原則として不要
申 込 先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、 （公財）しまね産業振興財団

※市町村長の認定は不要です（確認資料として様式添付は必要。）。ただし、セーフティネット保証の要件を満たし市町村長の認定を受けた場合は、セーフティネット保証の対象となります。